

横浜市柔道整復師会の地域防災拠点における協力について

横浜市柔道整復師会と横浜市は災害時における応急救護の協力について協定を結んでいます。

発災時には地域防災拠点の救出救護班や巡回診療を行う医療救護隊との連携など地域の応急救護活動の担い手となるほか、平時においても応急手当の手技の指導などが可能です。

「発災時に向けた顔の見える関係」の構築を目的として柔道整復師の地域防災拠点における訓練への参画についてご検討をお願い致します。

1 柔道整復師について

柔道整復師とは柔道整復師法に定める国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を取得した施術者です。骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷などの急性外傷に対して手術をしない「非観血的治療」や整復・固定などの施術を行うことができます。

2 横浜市柔道整復師会について

横浜市内の柔道整復師約240名を会員とする一般社団法人です。横浜市とは平成27年11月に災害時における応急救護の協力に関する協定を締結しました。

※一般社団法人横浜市柔道整復師会ホームページ

<https://hama-no-seifukusikai.jp>

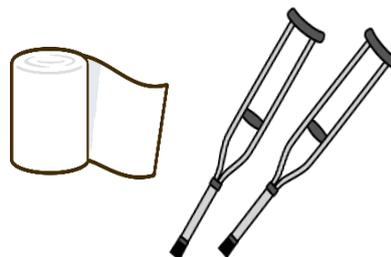
3 地域防災拠点での具体的な協力活動

(1) 発災時

- ・救出救護班、医療救護隊と連携した応急救護活動
- ・柔道整復師が施術可能な急性外傷者への処置
- ・医師による治療が必要な方への医療機関の紹介

(2) 平時

- ・応急手当の手技の指導(身近にあるものを活用した患部の固定など)
- ・地域防災拠点における訓練への参画



4 柔道整復師会担当者

地域防災拠点運営委員会から訓練への参加要望などがある場合には以下に記載の支部長あてに連絡してください。

支部	担当行政区	支部長	施術所名	連絡先
中支部	西、中、保土ヶ谷、旭 栄、戸塚、泉、瀬谷	有賀和彦	釜台接骨院	331-5664

釜台接骨院メールアドレス : kazkaz.1703@topaz.plala.or.jp